

# 「シラス」と「ウシハク」の語義

(大正八年  
九月例会)

三 矢 重 松

余、先年國學院雜誌第十九卷一號に「天に訓話の學風を起せ」と題せる論文の中に、一例として「シラス」の義を釋し、「ウシハク」と並べて統治の公私高下を論ずべきにあらざる旨を述べたりき。今此等の研究の起れるに當りて前説を再閲するに、過ぎたる者と及ばざる者と相交れるを發見したれば、茲に新に稿を起して卑見を開陳せんとする。

## 一 諸 言

シラス(シロス)とウシハクとは本來別義の語にして、事柄の上よりは相交渉する點あれども、言語としては對比すべき者にあらざるべし。シラスは統治御馭などの義にして、ウシハクは領有、占據、「主トナル」などの義なること、古來誰人も心得たるに、古事記傳にふと軽く兩者を比較して沙汰せられたるより始り、井上毅氏が面白く兩者を對比してシラスの尊嚴なる動作なることを説明せらるるに及びて、世間に種々の葛藤を起せるなり。本居、井上兩先哲の説はさてもあるべきを、之を敷衍し紹述する人或は反駁す

る人の間に不穩當なる説も生じたる者の如し。

## 二 シラス及其の同義語

シラスはシル(知)といふ動詞の尊他敬語としてサ行四段に再轉活せるもの。其のシルは「メス」の「見ル」  
「キコス」の「聞ク」「オモホス」の「思フ」の如く勞少き動作なるより尊貴の人の物する動作を打任せて汎  
く稱ふる基本動詞なり。而して大臣宰相の申す天下の政を天皇のキコシメシテ諸事を知ラシ沙汰し給ふが  
故に、シラスはやがて統治の義に用ゐられるなるべし。之を又シロスともいふは、アと、オとの母韻近似  
によりて轉じたる者なること「聞カス」「思ハス」の「キコス」「オモホス」となれるに同じ。さて天皇の統  
治し給ふとシラスといふが常の古言なれども、「卿等の申す政を」といふを明しては「キコス」ともいひ、  
又「ヲサム」とも「サダム」ともいふこと無きにはあらず。萬葉集第二高木皇子殯宮の入鹿の長歌に

吾大王乃所聞見爲背友乃國之中路(中略)天下治賜食國乎定賜等

とあるは、「大王の統治あそばす外方の國」にして、下の「天の下治め」と「をす國を定め」とは同じ事  
を言ひ返せる同義語なり。唯こゝに言ふべきは、ヲサムといふ語の後世の「治ム」とは同じからずサダム  
も「定ム」とは等しからざることなり。我がヲサムは漢字の治にも修にも收にも納にも當る者なるが、檢  
束し收整して物をして其の所を得しむる様の義ありて此には「鎮ム」に近し。又

是時有<sup>テラシテ</sup>光<sup>レ</sup>海<sup>ヲ</sup>依<sup>リ</sup>來<sup>ル</sup>神<sup>〇</sup>。其神言<sup>ク</sup>能<sup>ク</sup>治<sup>メ</sup>我<sup>ガ</sup>前<sup>ヲ</sup>。吾能<sup>ク</sup>共<sup>ニ</sup>與<sup>ニ</sup>相<sup>ツ</sup>作<sup>リ</sup>成<sup>セ</sup>。若不<sup>レ</sup>然<sup>者</sup>。國難<sup>レ</sup>成<sup>ス</sup>。  
コトニ爾<sup>ニ</sup>大<sup>ニ</sup>國<sup>ノ</sup>主<sup>ト</sup>神<sup>曰</sup>然<sup>者</sup>。治<sup>メ</sup>奉<sup>ム</sup>之<sup>ノ</sup>狀<sup>ナ</sup>。奈<sup>ハ</sup>何<sup>カニ</sup>。答<sup>フ</sup>言<sup>フ</sup>吾<sup>者</sup>伊<sup>都</sup>岐<sup>ニ</sup>奉<sup>ル</sup>于<sup>テ</sup>倭<sup>之</sup>青<sup>垣</sup>東<sup>山</sup>上<sup>〇</sup>。  
 (古事記上)

僕<sup>ガ</sup>住<sup>ル</sup>所<sup>者</sup>如<sup>シ</sup>天<sup>神</sup>御<sup>子</sup>之<sup>ノ</sup>天<sup>津</sup>日<sup>繼</sup>所<sup>知</sup>之<sup>ノ</sup>登<sup>ト</sup>陀<sup>ル</sup>流<sup>ル</sup>天<sup>之</sup>御<sup>巢</sup>而<sup>テ</sup>於<sup>テ</sup>底<sup>津</sup>石<sup>根</sup>宮<sup>柱</sup>布<sup>斗</sup>斯<sup>理</sup>於<sup>テ</sup>高<sup>天</sup>原<sup>氷</sup>木<sup>多</sup>迦<sup>斯</sup>理<sup>而</sup>治<sup>メ</sup>賜<sup>者</sup>僕<sup>者</sup>於<sup>テ</sup>百<sup>不</sup>足<sup>タ</sup>八<sup>十</sup>垺<sup>手</sup>隱<sup>リ</sup>而<sup>侍</sup>。  
サモラヒナム (同)

因<sup>リ</sup>治<sup>メ</sup>養<sup>フ</sup>其<sup>ノ</sup>御<sup>子</sup>之<sup>ノ</sup>緣<sup>ニ</sup>附<sup>ケ</sup>其<sup>ノ</sup>弟<sup>玉</sup>依<sup>毘</sup>賣<sup>而</sup>獻<sup>メ</sup>歌<sup>之</sup> (同)  
 因<sup>ニ</sup>大<sup>ニ</sup>后<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>強<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>治<sup>メ</sup>賜<sup>メ</sup>八<sup>田</sup>若<sup>郎</sup>女<sup>一</sup> (同下)

冠位上賜治賜布 (續日本紀、宣命)

此の古事記の前の三のヲサムは「齊ひ鎮め待遇する」こと。「治養」の治は「捨てずして取り上げ處分する」こと。其の次のは磐姫皇后の嫉妬に困りて八田若郎女を宮中に入れて后妃と立つることをヲサムといへり(古事記傳に「大御心の隨に召入れて寵たまふことを得爲たまはぬを不治賜といへり」とあるは少し違へり)次の宜命なるは極めて多き例なるが、皆「相當に賞罰處分沙汰ある」ことをいへるにて、「御宇」の御、又は「治天下」の治とは稍遠きものなり。「食國を定む」のサダムは今の心には鎮定の義に聞ゆれど、外に本義の儘に「サダ(沙汰)」し處分し物する義あることを忘るべからず。陰つて此のサダムも

「キコス」「ヲサム」と共にシラスの同義語の末に置かざるべからず。又一の類語あり、ヲス國のヲスなり。

……まつり來し御酒ぞあさず袁勢さゝ (古事記)

……大御酒旨らに聞し持ち袁勢 (同)

……きこし遠周國のまほらぞ (萬葉五)

高御座天の日嗣と皇の神の命の聞し乎須國のまほらに (同十八)

……すめろぎの乎須國なれば (同十七)

古事記のヲセはヲスの命令法にして、萬葉集一に「打麻を麻續の大君海士なれや伊良胡が島の玉藻刈り麻須」とあるヲスと等しく「食フ」の尊他敬語なり。飲食するを敬語に又メスといふを、「シロス」「キコス」に添へて用うるが如く、ヲスも統治の場合にも「キコシヲス」と用ゐ又は終の例の如く單用しては殆シラスと同じ様に見ゆ。此の乎須は動詞の連體法にて下に「國」と續くなるが、是が言ひ馴るれば食國のやうに熟語と思ひ做さるゝなり。抑このヲスは如何なる語原より飲食の敬語となれる者か、敬語の一般の例より推せば「クフ」といふ如き露骨なる語にはあるまじく思はるれど、明ならず。もして此のヲスも「見ル」の如く軽く物する意義の語にもあるべし。記傳「夜之食國」の段に「物を見も聞も知も食もみな他物を身に受け入るゝ意同じき故に見ども聞ども知ども食ども相通はして云こと多くして云々」とあるは如何あらん。

次に「見ル」の敬語メスを單獨に統治の義に用ゐたる例は萬葉集第一藤原宮役民の歌に

荒妙の藤原が上に食國を賣之賜牟登云々

とある外には今思ひ當らず。此のメシタマハムのメシを一般にシロシメスことに解したるは至當なれど、其の例の少きは稍心細からざるにあらず。假に反對の説を立て、「大和國原を見はらし賜はむ」との義なりとも言はゞ言はれざるべきにもあらず。此の外にはメスは「シロス」「キコス」の下に添へてのみ統治の義とせる例なり。此の一條件を除きてはメスをシラスの同義語中に列擧すること決して不當ならず。

シラス(シロス)の同義語

キコス	メス	ラス
ラサム	サダム	

### 三 ウシハク

ウシハクの解は記傳に「主として其處を領居ると云」といへるに従ふべし。ウシはヌシと早くより竝び行はれし語ならん、ヌシを釋して「ノウシ」の約なりといひ、「何某のぬし」などゝは言はるまじき由の説は事實に當らず。思ふにウヌムグ(鼻濁なるは殊に)は近似音にて「ヌバタマ」「ウバタマ」「ムバタマ」と云ひ、方言に「死ヌ」を「シム」「シグ」といひ、漢字音の尾韻品を□に攝するなどの事あるにて、其等と同じ例にてウシどもヌシども言へるなるべし。其のウシヌシは、「大人」「主」「カシラ」「大將」といふ如く人を尊稱するが本義にて、所有主と聞くは狭く小き義なるべし。上代畏き物を「カミ」といひし外に

まづ神人の尊稱に「ムチ」といふあり。書紀の本註に「大日靈貴此云オホヒコ於保比屢咩能武智ヒコノノノノ」とあり、又「大己貴此云オホアナムチ於褒姒娜武智オホアナムチ」とあるが如し。次に「ツミ」「ツチ」あり。大山祇、野槌、輕遇突智、武雷槌などの如し。次に「ヌシ」「ウシ」あり。天御中主、大國主、大物主、事代主、經津主、は言ふも更なり。大山咋神の亦名に山末之大主神などいふあり、書紀に「大背飯三熊之大人オホヒビクマノウシ大人オホヒビクマノウシ此云コノ于志コノ」亦名武三熊大人タケといひ「齋主神號三齊之大人イハヒシテス」といへるが如し。外に「彦」「姫」あり「郎子」「郎女」などは少し後れたる世の語ならんか。「キミ」といふは後には某の公キミなど姓カバネにも用ゐたるが、首長君主をキミといふは何時ばかりの時代よりなりけん、神には用ゐぬなどより考ふる時は、豊玉姫の御歌に「君がよそひし」などあれど、「ウシ」「ヌシ」よりは新イナしかるべく思はるゝは如何あらん。此の「キミ」も、首長を尊稱すると一部の事を主と掌る人を指す「稻實の公イナノミ」などいふとあり。以上の尊稱の義色々なるが、後世も通用するが如く「ウシ」「ヌシ」は最「キミ」に近き者の如し（ムチも或はヌシの變音か）

さてウシハクのハクは、まづ刀劔珠玉の類を身に佩帶するをハクといひ、袴下駄の如きを身に着くるにもハクといふ、古代禪をハカマといへるも「ハクモノ」の義なるべし。此等の佩帶穿履にはおのづから「領する」義も含みたれば、ウシハクは「主ト領スル」義と稱すべし。和訓栞及類聚名物考には之を「主張」と釋せる。「ヌシハル」と讀ませたるなるべし。此のハルは獨立の動詞と見たるものか名物考の方は更に「俗に主メクといふが如し」と言へるは、明に誤れる者にして、萬葉集なる「神のウシハク」數多の

例に叶はず。「主バル」と接尾語的に釋するにしても、「主ニナル」義など、見んは稍穩當なり。ハルを獨立動詞として、廣く開き延ぶる、張の義と見ても、「所帶ヲ張ル」などの俗語と等しく、「主として行動する」意となるべし。ハクをハルと解くは、カ行ラ行の相通にて、古く「振ル」を「フク」といひ、今の俗言に「破ル」を「ヤブク」といふ例に依るものなるが、強ひてさる遠廻しをせずとも、「主ト佩ク」「主トシテ領ス」「主領トシテ有ツ」「大將親分ニナツテキル」と直に釋すること前述の如くなるを優れりとすべし。

こゝに古事記の「汝之宇志波祁流葦原中國者我御子之所知國」といふを一瞥するに、「汝ノ主長トシテ領有シテ居ル葦原ノ中ツ國ハ天照大神高木神ノ御自分ノ御子サマノ御統治遊サレル國」といふ義にして「汝ノ知レル」「我が御子ノウシハカサム國」とは如何にしても言ふべからず。其は今の語にても、統治君臨といふと領有占據といふと區別ありて、今讓國を迫り促すに「汝ノ君臨セル國ハ我が子ノ領有スベキ國ナリ」と下びたる言句を振りまはすべからざるに等し。此の意味に於いて梧陰先生の説は當を得たり。此の段を書紀には高皇產矣尊欲下降ニ皇孫君臨此地といひ、其の一書には吾兒可ノ王之也といへるのみにて大國主神の動作を言はざれば、ウシハクの事は比較しがたし。

次に萬葉集の例を見るに、「筑波山ヲ牛掃ク神」(卷九)「皇神ノ宇之波伎イマス新川ノソノ立山」(卷十七)「海原ノ邊ニモ沖ニモ神ツマリ宇志播光イマス諸ノ大御神タチ」(卷五)は何れも本來其の處の主とし

て領據まします義にて通じたり。こゝに神ヅマリとウシハキとを併せ言へる、同義の語にはあらざれど縁あり。「神ヅマリ」は神留と神集との兩解あるが神シヅマリとも解すべくや。又「住吉ノ荒人神船ノ舳ニ牛吐キ賜ヒ」(卷十六)「墨江ノ吾大御神船ノヘニ宇志波伎イマス船トモニ御立マシテ」(卷十九)は本來の領據にあらで一時船上にましますにて、鎮座とや、相似たり。延喜式の崇神を遷却する祝詞に「山川能清地爾遷出坐氏吾地止宇須波伎坐世」(ウスハキノスはシの變音なり)とあるも後の例にて、此地よりは山川の清き他の地に遷りて其處を本領と鎮りませ(自分ノ本領住地トヲサマツテ御出ナサレ)とやうの義なり。

こゝにウシハクの類語として「鎮ル」といふ語を沙汰すべき段となれり。神の一地に平らげく安らげく坐すを、多くの場合「シヅマリマス」といへる、前例の後者に事は相似たるが、唯「シヅマル」といふ語には領據などの義なし。シヅマルの他動はシヅムにて、人の神を鎮祭するはシヅメマツルなり。シヅムを天皇などの動作としてはヲサムとも言ふことを得べく、前項の「治ム」と交渉を生ず。今の俗語に「安ンジテ居ル」を「ヲサマツテ居ル」といふも是なるが、此等には領有の義も支配の義もなし。又「大地主」(オホトコヌシ)地主の神」といふことあり、比叡の山王或は高野の丹生都姫の如き有名なるが、是は全國各地に通じて存することにて、土地ごとに地主の神ありとするが當時の信仰なりしなり。後世稻荷社を家ごとに祭るが如きも幾分は此の風の移れるなるべく、新に土地を開拓せる場合なども本來其の地をウシハケル主神を鎮め治め祭るなり。伊勢内宮に興玉神(オキタマ)といひて神殿は無きに祭祀の鄭重なる神あり、猿田彦を祭るとも言へど、地

主なりといふ説に従ふべきが如く、外宮にも地主神らしき別宮あり。其等の地主神が本來ウシハキたりし地を他に譲り避けて坐すこと、大國主の天孫に對する場合と甚相似たり。ウシハクの意義かくて頗明に、萬葉集及祝詞のウシハクもシラスと言ひ變へ得べき様なし。ウシハクは地處に關し、シラスは事に關す。書紀の一書の第二に、天神の勅に、「夫汝所治顯露之事、宜是吾孫治之、汝則可以治神事」といひ、大國主神の答に「吾所治顯露事者皇孫當治、吾將退治幽事」といへる、「治」をシラスと讀まんにもヲサムと讀まんにも、事に關すれば、大國主神にかけて稱するにも固より不可なし。シラス天皇皇子神々に通じて用うる語なり。

#### 四 シラスとシル

シラスがシルの敬語なることは既に言へり。「聞ス」「メス」「オボス」などが人臣の上にも用ゐられたれば、シラスも人臣に用ゐらるべしと思ふは無理もなき考なり。されど事實その例なきは何故ならん。

按ずるに、シラスが天皇の大權なる國家統治の動作を意味することに固定したるより、さすがに言語に自由なる日本國民も之を忌避するやうになりしなるべし。但尋常の「知ル」意味なる事は「シロシメス」と常人にも言ひ習へり。

(藤原忠平、攝政關白ニテ)世を知らせ給ふこと廿年(大鏡)などのシラセは、サ行四段活のシラスにあら

す。シルといふ動詞に使役形の敬語として下二段活の「セ」を添へて「給フ」に續けたるなり。見誤るべからず。かく「シル」といふ語を臣下にも統治支配の義に用ゐたるは其の例固より多きが、敬語としては「シリ給フ」「シラセ給フ」とのみ言ふなり。此の支配の意味の「シル」が何時しか轉じて「領スル」義にもなれるは自己の領有する所は自己が支配する普通の理由に基づける者なるべし。かゝる關係よりして、ウシハク者はシラスべく、シラス者はウシハクべしとの考も生ずべけれど、事實この「シル」の兩義に使用せられたるは平安中朝以後の事に屬するを牢記せざるべからず。伊勢物語の「シル由」は領地として支配せる後世の知行なり。宇治拾遺の遍照寺の寛朝の「仁和寺をもしりたりける」も支配にてやがては領有とも聞くべし。著聞集の徳大寺大臣の「讚岐國しり給ひける」も支配ながら所謂知行にて、之を領國ともいへども、戰國以後群雄割據せる頃の領國とは意義おのづから異なるを注意すべし。

一條殿をば今は此の女院こそはしらせ給へ（榮花、見）といふは「領セサセ給」ふ義なり。（之ヲ大日本國語辭典ニさ行四段活ノしらすノ例ニ擧ゲタルハ妄ナリ）和訓栞に、「シル」の段に「萬葉集に領の字をよめり云々」と云へるは、其の卷十六の終なる怕物歌三首の中に

オミツクニシラスネキガソノヤカタクニノヤカカホミノトワケル  
奥國領君之染屋形貴染乃屋形神之門渡

とある領を指したるにや。此の領を和訓栞の増補に「シラセシ」と讀めるは論ずるに足らず。古義には「シラス」とよみ、（舊訓も同じ）壹岐對島などの國の司と解きたれど、國司の支配するをシラスといへる

は他に例なければ用ゐがたし。又シラスルとよめる人あれど、是はサ行下二段活用にてシルの使役相と解する外なく大に非なり。又シラセルとよむ時は、シラシタルと同義になり、亦非なり。(古事記傳に萬葉集六の「吾大王乃神隨高所知流稻見野能」及「高所知者」を傍訓の如く讀みたるは不注意の失なるべし、シラスルと下二段に活かしむる例なし)按ずるに此の歌の「領」の字ウシハクと讀むにもあらず、一本に「預」に作れるに依ればアツカルと讀みて事なからんか、又「領」の字を其の儘アツカルとも讀まんか、萬葉集中に類例なければ慥に今は斷定しがたけれど、シラスといふ訓は非認せざるべからず。(此の歌の意義いまだ明に解かれざるが、もし奥國領君を國司などにあらで畏き神、蛟龍などと見て黃染の屋形を蛇體など、見る時は、領をウシハクともシラスともシラセルとも訓じて可なり)

こゝに領の字をアツカルと訓するに就いて一言せざるべからず。そは日本書紀に

(大化元年) 百濟調使兼<sup>カネアツカリ</sup>領 任那<sup>ニナ</sup>使任那<sup>ニナ</sup>調<sup>ニナ</sup>

(同) 凡國家所有公民、大小所領人民(中略)詐訴言、自<sup>アツカリ</sup>我祖<sup>ニ</sup>時<sup>ニ</sup>領<sup>ニ</sup>此官家<sup>ニ</sup>治<sup>ニ</sup>是郡縣<sup>ニ</sup>

など、領の字をすべてアツカルと訓じたることなり。此等は率領管領の義なれば、シラスともウシハクとも言ふべからず、アツカルといふ語よく當れり。又「郡領<sup>トウリ</sup>」とい時の領も國宰<sup>ミコトセチ</sup>の宰の如く、領有するにあらでアツカル義なり。書紀の訓は平安朝の物なれど此等の語は前代より繼承せるものにて、隨つて「院預」「所預」など管領支配する人を「預」と言ひ習ふに至れるなるべし。領の字に本來今の領

有占領の義なく、随つてウシハクに領の字を充てず、預の字に本來宰領支配受托の義なきなど合せ考ふべし。

## 五 シルとシク

祝詞などの常套語に「下つ岩根に宮柱太敷き高天原に千木知り」といふことあり。古事記には「宮柱布刀斯理」とあり、他の祝詞には太知立とも太敷立とも、廣知立とも廣敷立ともありて、「知り」と「敷き」と同義語なりといふ説、賀茂翁以後これかれ有りし此の兩語を研究せざればシラスの義も十分ならざるべし。今兩者の用例を見るに、柱にはシルとも言へど千木にシクと言へることなき。「甕ノへ高知リ」を「高敷キ」とは言ふべき由なきなど、まづ其の區別ありげに思はるゝなり。此の兩語を稍明に解釋せしは重胤なるべければ、煩しくとも其の祝詞講義の説を引かんに。

「高知」は高く著し見るゝ由なり。祝詞考に「知は敷なり敷とは繁きを云ふ」を云はれたるは似たることながら然る由に非ず。高天原爾下千木高知と云ふも、千木の高く著き程に宮殿を嚴めしく作る事を云ふなり。

「敷坐」は其任を及すの謂なり。(中略)「敷」は此よりさきに布し及すの意、「知」は彼より此に歸り順く意にて等からず。人の家を下る處を屐敷といふも一己の構を吻するなり。大宮に百敷と云ふは諸

官の舎宅を多く構へて大きく敷坐す由なり。天皇之敷坐國と云ふも天下を我有と爲給ひて悉く統御し給ふ由なり。知は歸順べき物を掌る由にて當然の義を云なれば此の敷とは大に同じく小異なる處あり、能く味へて見るべし。萬葉六卷に山代乃鹿背山際爾爾宮柱太敷奉高知爲布當乃宮者と有るは敷と知との差異を能く別ちたり。

といへる中に、「知ル」を「著く見る」と釋けるは、さる事ながら自他違へり。「知ル」は他動なれば「著クアラハス」とやうに言はん方勝るべし。「シル」のシには「明白」の義あり、「白」のシも「著」のシも同類、神事の語に「御火シロク燒ケ」といふシロクに「明ク」の義あるなどにて想ひ知るべし。「敷ク」のシも、それと同物なるが、語尾活用ギヤウの行に因りて違ふなりとも、又はカラ兩行同義なりとも謂ふべけれど、余は前述の用例に依りて兩語別義なりと考ふるより、語根のシも別義と解せんと欲す。國學院雜誌第十九卷二號に大島正健氏の「シロスの字義に就き」といふ文あり。同氏は、シロスの原を「知」にあらずとし、下、後、賤、沈、敷のシのラ行に活用せるものとし、「シク」に「下ヲ從フル」義あり、「領」と註すること正當なり云々と云へる、其の「敷ク」の語釋は重胤の「任ヲ及ス」「サキニ布ス」などいへるに比して傾聽すべし。されど實例に就いて檢すれば、シルは其の用廣くシラスとなりては統治の義に發展し、シクは狭く、敬語に、シカスとなりても「太敷爲京」といひ「皇神ノ敷キマス下ツ磐根」「天皇ノ敷キマス國」「淨ノ宮ニ太敷キマシテ」と云ひても同じく地處に係るのみにて、今の「敷ク」「下ニ敷ク」

「フマヘテ居ル」などの義と甚異ならざるを見る。更に言はん、「高知ル」「太知ル」は「高ク物ス」「太ク處置シ、沙汰シ、治ム」と解すべく、「太敷ク」「敷キマス」は「宮柱ヲ太ク敷キ踏マフ」「敷キフマヘテ御坐ル」と解して通せざるもの無く。又「シク」は靜<sup>セイ</sup>の處<sup>トコロ</sup>を處分し、「シル」は動<sup>ドウ</sup>の事<sup>ワザ</sup>を處分すとも謂ふべきが如し。此の「靜の處を處分する」點に於いてシクはウシハクと最近く同義語とも謂ふべきなるが、シクは天神地祇天皇にわたり、ウシハクは地祇に言ふを本體とし、天神又は天皇には言ふべからず。シラスとウシハクとの語義は前の項に説けるが如し。之を結論とす。

平田鐵胤曰く

この四月の初めがた、歴世神事の宗原しるしめす神祇伯王の、

此の卷と玉たすきの書を稱給ひ愛給ひて、御序文をしも賜

はりたる（平田全集、四卷、每朝神拜詞記、一〇）